

茨城県立水戸第一高等学校附属中学校 生徒心得

最終改定：令和 7 年度

I 服装等のきまり

- 1 制服について
- 2 頭髪について
- 3 その他

II 学校生活のきまり

- 1 登校及び朝の会について
- 2 授業について
- 3 休み時間について
- 4 給食について
- 5 学習の振り返り及び帰りの会について
- 6 清掃について
- 7 下校について
- 8 部活動について
- 9 自転車通学について
- 10 通学用自転車について
- 11 自転車通学による交通事故防止のための遵守事項について
- 12 携帯電話について
- 13 貸与される 1 人 1 台端末（Chromebook）について
- 14 その他

III 校外生活のきまり

- 1 安全な生活について

茨城県立水戸第一高等学校附属中学校 生徒心得

I 服装等のきまり

1 制服について

- (1) 本校指定の標準服（指定購入品）を着用するものとする。標準服は以下のとおりとする。

ウォームウェア：ブレザー、白シャツ、ネクタイ、スラックスまたはスカート

※ブレザーの襟には、襟章を着用する。

クールウェア：白ポロシャツまたは白シャツ、スラックスまたはスカート

- (2) その他の指定品（自由購入）は以下のとおりとする。

水色シャツ・水色ポロシャツ、ベスト、セーター、

夏用スラックス、夏用スカート

- (3) 式典等の場合は、標準服を着用する。くつ下は、紺の無地（ワンポイント可）とする。

- (4) スカート丈は膝がかくれる程度とする。

2 頭髪について

- (1) 活動場面や場所に適した髪型を心がける。
- (2) パーマ、脱色、染色をしない。

3 その他

- (1) ベルトは革（合皮を含む）または布製で、黒または茶色を基本とする。
- (2) くつ下は、紺、黒、白の無地（ワンポイント可）のもので、安全のためくるぶしが隠れる長さより長いものとする。
- (3) 防寒のためタイツを着用する場合は紺、黒、白の無地のものとする。
- (4) 通学靴は黒または茶色の革靴（合皮を含む）または運動靴とする。
- (5) 上履きのかかとがある白地（ワンポイントやライン可でその色は問わない）のシューズとする。ひもの有無やマジックテープ等も指定なし。安全上、かかとを覆っているものとし、スリッパやサンダルは不可とする。
- (6) 体育館では指定の体育館シューズを着用する。
- (7) コートやマフラー類は、登下校に際して安全なものとする。なお、教室内では原則として着用しない。セーターやインナー、タイツ等で防寒対策をする。
- (8) 化粧はしない。また、アクセサリ類は身に付けない。
- (9) 通学鞆は、教科書等を安全に持ち運びできるものとする。安全とは両手が空く状態であり、リュックタイプを推奨する。

Ⅱ 学校生活のきまり

1 登校及び朝の会について

- (1) 制服で登校する。
- (2) 交通ルールを守り、ゆとりをもって登校する。
- (3) 自分のロッカーの中に鞆を入れ、授業の準備や読書を行う。
- (4) 貴重品（財布、携帯電話、定期 他）は、登校後すぐに鍵付きロッカーに入れ、必ず施錠する。
- (5) 8:15 から朝の会（健康観察、出欠確認）を行う。
- (6) 登校後は外出しない。外出の必要がある場合は、担任に申し出て許可を得る。
- (7) 欠席、遅刻、早退の場合には、保護者が学校へ連絡（Google Forms 等）する。
また、遅刻で登校したときや早退するときには、職員室へ報告に行く。

2 授業について

- (1) 教科の学習内容にあった服装で授業を受ける。
- (2) 常に時間を意識して行動する。
- (3) 授業の開始と終了は、代表生徒の号令で、起立、礼、着席を行う。
- (4) 教室を移動する場合は窓等を閉め、施錠する。鍵は授業担当の先生に預ける。

3 休み時間について

休み時間には次の授業の準備をし、チャイムで学習活動が始められるように備える。

4 給食について

- (1) 当番は、手洗いやうがい、消毒の上、各自の白衣（エプロン、割烹着等）、帽子（三角巾等）、マスクを必ず着用して速やかに配膳する。
- (2) 給食で使用するためのテーブルクロスと箸等は、各自で準備する。
- (3) 当番以外の生徒は、手洗いやうがい、消毒をして自分の席に着席し静かに待つ。

5 学習の振り返り及び帰りの会について

- (1) 6 限(月水は5 限)授業終了後、速やかに一日の学習を振り返る（10 分間）。
- (2) 帰りの会を行い、完全下校時刻（※7 参照）までに下校する。

6 清掃について

- (1) 清掃分担表を確認して、担当の場所をきれいにする。
- (2) 月曜・水曜・金曜の放課後に実施する。

7 下校について

- (1) 制服で下校する。
- (2) 完全下校時刻を守る。
(3 月～10 月(歩く会まで) 18:00 10 月(歩く会以降)～2 月 17:30)

8 部活動について

- (1) 部活動は、体験型選択制で実施する。活動内容については、部活動オリエンテーション（1年生で実施）において説明する。
- (2) 速やかに活動場所に移動して、活動を開始する。
- (3) 活動を休む場合や遅れる場合には、顧問に必ず連絡をする。
- (4) 部活動の活動計画をよく確認して、活動に参加する。

9 自転車通学について

- (1) 自転車通学は「許可制」とする。
- (2) 自転車通学許可を受け、登録番号シール（学校で交付）の貼られた自転車を使用して通学する。
- (3) 登録番号シール（学校で交付）は、入学後販売する。自転車後部の泥よけに登録番号シールを貼る。
- (4) レインウェア、ヘルメットは、各自で購入する。
- (5) 校内では指定された場所に駐輪する。

10 通学用自転車について

- (1) 自転車は防犯登録を済ませ、登録番号シール(学校で交付)を貼る。
- (2) 年1回は自転車店で点検整備し、TSマーク（自転車保険）の交付を受ける。
- (3) 自転車損害賠償責任保険等に必ず加入する。

11 自転車通学による交通事故防止のための遵守事項について

- (1) 信号や標識に従い一時停止を行うなど、交通法規やマナーを守る。
- (2) わき見運転をせず、常に周囲の危険に気を配り、安全運転を心がける。
- (3) ヘルメットを着用し、あごひもをきちんと締める。
- (4) 雨天時には、レインウェア（白色系が望ましい）を着用する。
- (5) 登下校の際には、安全面を考慮して無灯火運転をしない。
- (6) 二人乗りや並列走行など、危険な運転をしない。
- (7) 夜間走行時の安全のため、反射材付きのたすき等を使用することを推奨する。

12 携帯電話について

- (1) 携帯電話（スマートフォン等）の持ち込みは許可制とする。
- (2) 使用については、保護者の管理下で使用し、ルールを作る。
（フィルタリングを付けて使用することを推奨する。）
- (3) 下記の【携帯電話使用規定】を遵守する。

【携帯電話使用規定】

- ①携帯電話（スマートフォン等）を学校に持ち込む必要がある場合には、携帯電話使用許可願を提出する。
- ②登校後は電源を切り、校舎内での利用はしない。
- ③各自の鍵付きロッカーに入れて、施錠して管理する。
- ④登下校時もマナーを守り、保護者との連絡にのみ使用する。

13 貸与される 1 人 1 台端末（Chromebook）について

- (1) 授業のある日には、毎日忘れず自宅で充電をして持参する。
- (2) 授業や自主学習において、学習のツールとして利用する。
- (3) I D ・ パスワードは、他人に教えない。また、自分以外の I D ・ パスワードは使用しない。
- (4) 他人またはその所有物を対象とした画像・音声・動画等は、本人の同意に関わらず撮影・所持・送信・公開してはいけない。
- (5) 自分や他人の個人情報（名前、住所、写真等）を SNS 等で公開するのは自他を傷つける行為であり犯罪にあたるので、絶対に送信や公開してはいけない。
- (6) 他人の貸与された端末に、本人の許可なく触れない。
- (7) 長時間の利用を避け、小まめに休憩する。就寝 60 分前からは使わない。
- (8) 心身の健康と健やかな成長のために、22 時～5 時の間は利用しない。
- (9) 上記以外に関しては、別に配付する【利用の手引き】をよく読み使用する。

14 その他

- (1) 身分証明書は、常に携帯する（3 年間使用）。
- (2) 学校生活に必要な無いもの（マンガ本、雑誌類、ゲーム、菓子等）は持って来ない。また、必要のないお金は持ち歩かない。
- (3) 通学時間が長い等で補食を必要とする場合は、手作りのおにぎりやサンドイッチに限り認める。（補食は教室で、朝の会開始までと 1 時間目終了後の休憩時間に食べる。）
- (4) 自動販売機は、放課後利用することができる。購買は利用しない。
- (5) ペットボトルの持ち込みは、水とお茶以外は不可とする。

Ⅲ 校外生活のきまり

1 安全な生活について

- (1) 登下校時は、不要な寄り道をせず、安全に帰宅する。特に、娯楽施設（ゲームセンターやカラオケボックス等）には絶対に立ち寄らない。
- (2) 外出するときは、次のことを家の人に知らせておく。
（だれと・行き先・手段・目的・帰宅時間等）
- (3) 公共マナーを守る。
- (4) 生徒だけでのパーティーやキャンプ、バーベキュー、夜間外出、外泊等はしない。特に、海や川での遊泳や釣りは、必ず保護者に同伴してもらう。
- (5) 金銭強要・暴力行為の被害や、盗難・紛失、不審者に遭遇した場合は、安全な場所に避難するとともに、すぐに警察署、保護者、学校に連絡する。